



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添6までのとおり訂正しますので、 その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和2年3月5日付官報(号外第42号)に掲載された令和2年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添7のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日保医発0305第1号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和2年3月5日保医発0305第2号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和2年3月5日保医発0305第3号) (別添3)
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (令和2年3月5日保医発0305第9号) (別添4)
- 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」 (令和2年3月5日保医発0305第11号) (別添5)
- ・「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能 区分コードについて」

(令和2年3月5日事務連絡) (別添6)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (令和2年3月5日保医発0305第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B001-9 療養・就労両立支援指導料

(1)~ (2) (略)

(3) 「2」については、「1」を算定した患者について、情報提供を行った診療の次回以降の受診時に、就労の状況等を確認し、必要な療養上の指導を行った場合に、「1」を算定した日の属する月Xはその翌月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。なお、「1」を算定した日の属する月に「2」を算定しなかった場合に限り、その翌月から起算すること。

第3部 検査

<通則>

 $1 \sim 15$ (略)

16 第3部検査の部において用いられる検査法の略号については下記のとおりである。

PHA: Passive hemagglutination 受身赤血球凝集反応

RPHA: Reversed passive hemagglutination 逆受身赤血球凝集反応

LA: Latex agglutination ラテックス凝集法

(LPIA: Latex photometric immuno assay)

PCIA: Particle counting immuno assay 微粒子計数免疫凝集測定法

PAMIA: Particle mediated immuno assay 粒度分布解析ラテックス免疫測定法

IAHA: Immuno adherence hemagglutination 免疫粘着赤血球凝集反応

RIA: Radio immuno assay 放射性免疫測定法

R I S T : Radio immuno sorbent test

RAST: Radio allergo sorbent test

RA: Radioassay ラジオアッセイ

RRA: Radioreceptorassay ラジオレセプターアッセイ

CPBA: Competitive protein binding analysis 競合性蛋白結合分析法

EIA: Enzyme immuno assay 酵素免疫測定法

(ELISA: Enzyme linked immuno sorbent assay)

FA: Fluorescent antibody method 蛍光抗体法

FPA: Fluorescence polarization assay 蛍光偏光法

FPIA: Fluorescence polarization immuno assay 蛍光偏光免疫測定法

- TR-FIA: Time resolved fluoro immuno assay 時間分解蛍光免疫測定法
- IRMA: Immuno radiometric assay 免疫放射定量法
- SRID: Single radial immuno diffusion method 一元拡散法
- ES: Electrosyneresis method 向流電気泳動法
- TIA: Turbidimetric immuno assay 免疫比濁法
- HPLC : High performance liquid chromatography 高性能液体クロマトグラフィー
- GLC: Gas-liquid chromatography 気液クロマトグラフィー
- GC: Gas chromatography ガスクロマトグラフィー
- CLIA: Chemiluminescent immuno assay 化学発光免疫測定法
- CLEIA: Chemiluminescent enzyme immuno assay 化学発光酵素免疫測定法
- ECLIA: Electrochemiluminescence immuno assay 電気化学発光免疫測定法
- S I A : Split immuno assay
- P C R: Polymerase chain reaction
- $P\ C\ R-r\ S\ S\ O$: Polymerase chain reaction reverse sequence specific oligonuclo
- EV-FIA: Evanescent wave fluoro immuno assay エバネセント波蛍光免疫測定法
- FIA: Fluoro immuno assay 蛍光免疫測定法
- LBA: Liquid-phase binding assay 液相結合法
- F I S H : Fluorescence in situ hybridization
- S I S H: silver in situ hybridization
- LAMP : Loop-mediated isothermal amplification
- TMA: Transcription-mediated amplification
- $S\;D\;A$: Strand displacement amplification
- S S C P : Single strand conformation polymorphism
- $R\ F\ L\ P$: Restriction fragment length polymorphism
- LCR: Ligase chain reaction
- HDRA: Histoculture drug response assay
- $C\ D-D\ S\ T$: Collagen gel droplet embedded culture drug sensitivity test
- $T\ R\ C$: Transcription Reverse-transcription Concerted reaction
- 注 LA(測定機器を用いるもの)とは、抗原抗体反応によりラテックス粒子が形成する凝 集塊を光学的な分析機器を用いて定量的に測定する方法をいう。

17~18 (略)

第7部 リハビリテーション

<通則>

 $1 \sim 8$ (略)

9 疾患別リハビリテーションを実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、疾患名及び当該 疾患の治療開始日又は発症日、手術日又は急性増悪(当該疾患別リハビリテーションの対象と なる疾患の増悪等により、1週間以内にFIM又はBIが10以上(「難病の患者に対する医療 等に関する法律」第5条第1項に規定する指定難病については5以上とする)低下するような状態等に該当する場合をいう。以下この部において同じ。)の日(以下この部において「発症日等」という。)を記載すること。また、標準的算定日数を超えて継続して疾患別リハビリテーションを行う患者(疾患別リハビリテーション料の各規定の「注4」並びに区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料及び区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の「注5」にそれぞれ規定する場合を除く。)のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合(特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合)は、①これまでのリハビリテーションの実施状況(期間及び内容)、②前3か月の状態との比較をした当月の患者の状態、③将来的な状態の到達目標を示した今後のリハビリテーション計画と改善に要する見込み期間、④FIM又はBI及びその他の指標を用いた具体的な改善の状態等を示した継続の理由を摘要欄に記載すること。ただし、リハビリテーション実施計画書を作成した月にあっては、改善に要する見込み期間とリハビリテーション継続の理由を摘要欄に記載した上で、当該計画書の写しを添付することでも差し支えない。なお、継続の理由については、具体的には次の例を参考にして記載すること。

本患者は、2008年9月21日に脳出血を発症し、同日開頭血腫除去術を施行した。右片麻痺を認めたが、術後に敗血症を合併したため、積極的なリハビリテーションが実施できるようになったのは術後40日目からであった。2009年2月中旬まで1日5単位週4日程度のリハビリテーションを実施し、BIは45点から65点に改善を認めた。3月末に標準的算定日数を超えるが、BIの改善を引き続き認めており、リハビリテーションの開始が合併症のために遅れたことを考えると、1か月程度のリハビリテーション継続により、更なる改善が見込めると判断される。

第12部 放射線治療

第1節 放射線治療管理·実施料

M 0 0 1 - 4 粒子線治療 (一連につき)

(1)~ (9) (略)

M O O 2 全身照射<u>(一連につき)</u> (略)

M 0 0 3 電磁波温熱療法 (一連につき)

(1)~(6) (略)

M004 密封小線源治療(一連につき)

(1)~(10)(略)

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第1部 医学管理等

- B014 退院時共同指導料1、B015 退院時共同指導料2
 - (1) 退院時共同指導料1又は退院時共同指導料2は、保険医療機関に入院中の患者につい て、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関(以下この区分に おいて「在宅療養担当医療機関」という。)と連携する別の保険医療機関の歯科医師 又はその指示を受けた歯科衛生士が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養を行 う患者に対して、療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の歯科医師若 しくは医師又は保健師、助産師、看護師、准看護師(以下この区分において、「看護 師等」という。)、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若し くは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中 1回に限り、それぞれの保険医療機関において算定する。ただし、特掲診療料の施設 基準等別表第三の一の二三に掲げる「退院時共同指導料1及び退院時共同指導料2を 二回算定できる疾病等の患者」であって、当該入院中に2回算定する場合は、当該2 回中1回はそれぞれの保険医療機関の歯科医師、医師、看護師又は准看護師が共同し て指導すること。なお、当該患者の退院後の在宅療養において歯科医療を行う保険医 療機関の歯科衛生士と当該患者が、入院中の保険医療機関の准看護師と共同して在宅 での療養上必要な説明及び指導を行う場合は、歯科医療を担当する保険医療機関の歯 科医師及び入院中の保険医療機関の医師又は看護師の指示を受けて行う。また、ここ でいう入院とは、第1章第2部通則4に定める入院期間が通算される入院をいう。

(2)~(16) (略)

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和2年3月5日保医発0305第2号)

別添1

初・再診料の施設基準等

- 第4 歯科外来診療環境体制加算1及び歯科外来診療環境体制加算2
 - 1 (略)
 - 2 届出に関する事項
 - (1) 歯科外来診療環境体制加算1又は歯科外来診療環境体制加算2の施設基準に係る届出は、 別添7の様式4を用いること。また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療 安全対策に係る研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。
 - (2) 当該届出については、届出にあたり実績を要しない。

入院基本料等加算の施設基準等

第4の4 看護職員夜間配置加算

1 看護職員夜間12対1配置加算1の施設基準

(1)~ (7) (略)

(8) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、4項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからコまでのうち、4項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。

ア~ウ (略)

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する<u>看護職員</u>看護要員の夜勤後の暦日 の休日が確保されていること。

オ~ケ (略)

コ 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、 \underline{a} 護職員 \underline{a} 要員の業務 負担軽減を行っていること。

 $2 \sim 6$ (略)

別紙2

医療を提供しているが、医療資源の少ない地域

都道府県	二次医療圏	市町村				
	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町				
	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新				
	口向	ひだか町				
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、				
北海道	示 台	礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町				
		带広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清				
	十勝	水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別				
		町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町				
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町				
	五小工业体	五所川原市、つがる市、鯵ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊				
青森県	西北五地域	町				
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村				
些 手順	岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町				
岩手県	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町				

	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
-	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	北秋田	北秋田市、上小阿仁村
秋田県	大仙・仙北	大仙市、仙北市、美郷町
-	湯沢・雄勝	湯沢市、羽後町、東成瀬村
. L. T./ IE	B (新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭
山形県	最上	川村、戸沢村
古 古 477	白),	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、
東京都	島しょ	八丈町、青ヶ島村、小笠原村
本の利用	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
新潟県	佐渡	佐渡市
福井県	奥越	大野市、勝山市
山梨県	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
		木曽郡(上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木
長野県	木曽	曽町)
-	大北	大町市、北安曇野郡 (池田町、松川村、白馬村、小谷村)
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村町
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
<i>></i> 24-70 IE	湖北	長浜市、米原市
滋賀県	湖西	高島市
大白目	₩	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫
奈良県	南和	川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
兵庫県	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
島根県	大田	大田市、邑智郡 (川本町、美郷町、邑南町)
-	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
香川県	小豆	小豆郡 (土庄町、小豆島町)
	五島	五島市
巨战旧	上五島	小値賀町、新上五島町
長崎県	壱岐	壱岐市
-	対馬	対馬市
	熊毛	西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町、屋久島町)
帝 旧 白 旧		奄美市、大島郡(大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜
鹿児島県	奄美	界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論
_		町)
〉 → → → → → → → → → → → → →	宮古	宮古島市、多良間村
沖縄県	八重山	

上記のほか、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)

第1条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

特定入院料の施設基準等

第15 精神科救急入院料

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 看護職員夜間配置加算の施設基準
 - (1)~ (2) (略)
 - (3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、2項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、2項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。

ア~ウ(略)

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する<u>看護職員</u>看護要員の夜勤後の暦日 の休日が確保されていること。

オ~キ (略)

- ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、<u>看護職員</u>看護要員の業務 負担軽減を行っていること。
- (4)(略)
- 5 (略)
- 第16の2 精神科救急・合併症入院料
 - 1 (略)
 - 2 看護職員夜間配置加算の施設基準
 - (1)~ (2) (略)
 - (3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、2項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、2項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。

ア~ウ (略)

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する<u>看護職員</u>看護要員の夜勤後の暦日 の休日が確保されていること。

オ~キ (略)

- ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、<u>看護職員</u>看護要員</u>の業務 負担軽減を行っていること。
- (4)(略)
- 3 (略)

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システ	ム用コード 診療行為名称
A 3 点滴ライン同時3本以上の管理	130004410 130010670 150247310	中心静脈注射 血漿成分製剤加算(中心静脈注射) 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の特裁的注入
	150255670 150224810 150286210	報告予約は入加算 (便振・解・後における局所麻酔剤の持続的注入) 自家記車輪車(1回目) 自家記車輪車(2回目以降)
	150286210 150286310 150286310	日本作品報告 (2月11人所) - 松本在海路面(1月日1人) - 松本在海路面(2月日以降) - 日之中沙西(2月日以降)
	150327610 150247010	日己血籽血 (6 歲以上) (被快收好) 日己血籽血 (6 歲以上) (被快收好) 日己血輸血 (6 歲以上) (被快收好)
	150254810 150390610 150225010	<u>自己血輸血 (6 歳以上) (被納保存)</u> 無教式自己血輸血 (6 歳以上) 交換虧止
	150225210 150225110	ス (学校) (本の
	150366370 150225310 150225410	<u> </u>
	150247110 150278910 150225510	<u> </u>
	150225610 150404970 150366470	間接クームス検査加算 コンピュータクロスマッチ加算
a thirt on A State and Annual Maria	150225850 150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手抜料(1回目) 自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手抜料(2回目以降)
A 6 輸血や血液製剤の管理	620004744 620004745 620004679	人全血液
	620004680 621609201 621609301	照射人全血液
	621609401 621609501	濃厚血小板-LR「日赤」 濃厚血小板-LR「日赤」
	621609601 621609701 622191301	海壁血小板LR「日赤」
	622191401 622191101 622191201	会成血液 — L R 「日赤」 解凍赤血球液 — L R 「日赤」 解凍赤血球液 — L R 「日赤」
	621772801 621772901 621772601	赤血球液
	621772701 622192101	新鮮東結血漿- L R 「目赤」 2 4 0 新鮮東結血漿- L R 「目赤」 4 8 0
	622190901 622191001 621609801	海湾赤血球液-LR 「日赤」 洗净赤血球液-LR 「日赤」 濃厚血小板HLA-LR 「日赤」
	621609901 621610001 621772001	適厚血小板HLA-LR「日赤」 適厚血小板HLA-LR「日赤」 照射赤血球ル LR「日赤」
	621772101 621602201	照射赤血球液-LR「目赤」 照射濃厚血小板-LR「目赤」
	621602301 621602401 621602501	照射濃厚血小板 - L R 「目赤」 照射濃厚血小板 - L R 「目赤」 照射濃厚血小板 - L R 「目赤」
	621602601 621602701 621602801	照射濃厚血小板-LR「目赤」 照射濃厚血小板-LR「目赤」 照射濃厚血小板HLA-LR「目赤」
	621602901 621603001 622191701	照射:
	622191801 622191901	照射解凍赤血球液-LR「日赤」 照射合成血液-LR「日赤」
	622192001 622191501 622191601	照射合成血液-LR「日赤」 照射洗浄赤血球液-LR「日赤」 照射洗浄赤血球液-LR「日赤」
	622487001 622487101 621151301	照射法浄血小板
	621151601 621151701 621449901	数血ベニロン - I 静注用 1 0 0 0 m g 数血ベニロン - I 静注用 2 5 0 0 m g 数血ベニロン - I 静注用 5 0 0 0 m g
	621152901 621153301	献血グロベニン- I 静注用 5 0 0 m g 献血グロベニン- I 静注用 2 5 0 0 m g
	621450001 646340035 621153508	■
	646340065 621153607 646340492	拓HBs 人免疫グロブリン 抗HBs 人免疫グロブリン筋注200単位/1mL「IB」 乾燥豪稲人血液凝固第週因子
	621153808 621453808	コンファクト 注射相 25 0 コンファクト 注射相 25 0 クロスエイトM C 静注用 25 0 単位 乾燥養稲 人 施 義固 第 間 因 子
	640431015 621153904	コンコエイトーHT コンファクトF沖射用 5 0 0
	621153909 646340494 646340495	クロスエイトMC静注用500単位 乾燥濃縮人血液凝固第2個尺子 乾燥濃縮人血液凝固第2個尺子 コンファクト注射用1000
	621154003 621154006 622454900	コンファクトF注射用1000 クロスエイトMC静注用1000単位 乾燥濃縮人血液凝固第週因子
	622454901 646340510	クロスエイトM C 静注用 2 0 0 0 単位 乾燥抗 D (R h o) 人免疫グロブリン
	621154101 621154105 646340451	接Dグロブリン筋注用1000倍 「ニチャク」 接D人免疫グロブリン筋注用1000倍「JB」 乾燥抗破陽風人免疫グロブリン
	621154207 621154201 646340500	テタノブリン筋注用250単位 破傷風グロブリン筋注用250単位 「ニチヤク」 乾燥人血液凝固第9因子複合体 200国際単位(溶解液付)
	621154301 646340501 646340502	PPSB-HT静注用200単位『ニチヤク』200国際単位溶解液付 乾燥人血液凝固第9因子接合体 400国際単位 (溶解液付) 乾燥人血液凝固第9因子接合体 500国際単位 (溶解液付)
	621154501 646340503	PPSB-HT静注用500単位「ニチヤク」500国際単位溶解液付 乾燥人血液凝固第9因子複合体 1.000国際単位(溶解液付)
	621356303 620009135 621755301	献血アルブミン 5 %静注 5 g / 1 0 0 m L 「J B」 アルブミナー 5 %静注 1 2 . 5 g / 2 5 0 m L 軟血アルブミン 5 %静注 1 2 . 5 g / 2 5 0 m L 「ニチャク」 軟血アルブミン 5 %静注 1 2 . 5 g / 2 5 0 m L 「J B」
	621755301 621755403 621155501 621155202	献血アルプミン 2 0 %静注 4 g / 2 0 m L 「ニチヤク」
	621135202 621155307 620008814 620008815	
	620009136 621450201	<u>軟血アルブミン 2 5 %静注 1 2.5 g / 5 0 m L</u> 「ベネシス」 アルブミナー 2 5 %静注 1 2.5 g / 5 0 m L 赤十字アルブミン 2 5 %静注 1 2.5 g / 5 0 m L
	621645901 621156607 620009137	<u>酸血アルブミン25%静社12.5g/50mL「ニチャク」</u> <u>酸血アルブミン25「KMB」</u> アルブミン・ベーリング20%静社10.0g/50mL
	621157401 621157302 621155407	献血アルブミン 2 0 %静注 1 0 g / 5 0 m L 「ニチャク」 酸血アルブミン 2 0 %静注 1 0 g / 5 0 m L 「 J B 」 酸血アルブミン 2 0 「K M B 」
	646340028 621157504	乾燥人フィブリノゲン フィブリノゲンHT静注用1g「IB」
	646340054 621157601 621157602	人免疫グロブリン ガンマグロブリン筋注450mg/3mL「ニチャク」 ガンマグロブリン筋注1500mg/10mL「ニチャク」
	621157617 621157604 621384801	ガンマグロブリン新注1500mg/10mL「=チャク」 グロブリン新注450mg/3mL「JB」 グロブリン新注1500mg/10mL「JB」 ファイバ静注1500mg/10mL「JB」
	621384901 620007377	ファイバ静注用 1 0 0 0 テタガム P 筋注シリンジ 2 5 0
	646340456 646340188 621158404	抗破傷風人免疫グロブリン
	622607401 621158701	ガンマガード静注用5g 献血アルブミネート4、4 %静注4、4 g / 1 0 0 m L

1

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	621560801 646340261 621159004 621159001	歌館アルブミネート4、4%静注 1g/250mL 整備打旧 8. 免疫ダロブリン 11 g/250mL で機構打旧 9. 免疫ダロブリン 1 g/2 m マスプリン 新注用 2 0 0 単位 を繰り口 7 m 1 m を持ちり 0.0 単位 「 キャウ」
	646340262 621159104 621159101	乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチャク」 乾燥抗HBs 人免疫グロブリン ベプスプリン筋注用1000単位 乾燥HBグロブリン筋注用1000単位
	646340491 620001350 621159206	乾燥養婦人アンチトロンピンⅢ 敵血/シスロビシB 0 0 注射用 アンスロピシP 5 0 0 注射用 ノイアート静注用5 0 0 単位
	621159207 640453060 620001351 620003071	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ 献血ノンスロン1500注射用
	620003041 620003432 620009201 621758002	/ イアート静注用 1 5 0 0 単位 アンスロピンP 1 5 0 0 単位 ペリナートP静注用 5 0 0 厳血ポリカロビンN 5 %静注 0, 5 g/1 0 m L
	621758102 621758202 622192202	献血ボリグロビンN 5 %静注 2. 5 g / 5 0 m L 献血ボリグロビンN 5 %静注 5 g / 1 0 0 m L 献血ボリグロビンN 1 0 %静注 5 g / 5 0 m L
	622192302 622523501 622683601	献血ボリグロビンN 1 0 %静注 1 0 g / 1 0 0 m L 飲血ボリグロビンN 1 0 %静注 2 . 5 g / 2 5 m L ピリヴィジェン 1 0 %点滴静注 3 g / 5 0 m L ピリヴィジェン 1 0 %点滴静注 1 0 g / 1 0 0 m L
	622683701 622683801 621159901	ビリヴィジェン10%点滴静注20g/200mL 献血ヴェノグロブリンIH5%静注0.5g/10mL
	621160201 621160501 621490001 622235601	線血ヴェノグロブリンIH5%静注2.5g/50mL 緑血ヴェノグロブリンIH5%静注1.g/20mL 緑血ヴェノグロブリンIH5%静注3.g/100mL 緑血ヴェノグロブリンIH5%静注10g/200mL
	622534401 622534501 622534601	機能ヴェノグニフリン I I I O Sifft L O K 2 U O I L 鉄能ヴェノグロブリン I H I O Sifft L O S g / 5 m L 鉄血ヴェノグロブリン I H I O Sift L O S g / 5 m L
	622534701 622534801 646340497	献血ヴェノグロブリン I H 1 0 %静注 1 0 g / 1 0 0 m L 敵血ヴェノグロブリン I H 1 0 %静注 2 0 g / 2 0 0 m L 乾燥漆緒人血液凝固第IX因子
	620009263 622408201 646340499	クリスマシンM静注用400単位 ノバクトM静注用500単位 乾燥滯絡人血液凝固第XI因子 クリスマシンM静注用1000単位
	620009264 622408301 622034100	ノバクトM静注用1000単位 乾燥滯縮人血液凝固筆IX因子
	622034200 622408401 620009198 621769701	乾燥
	621769801 621769901 621984102	/ ド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	622440101 622623801 629903301	アドベイト静注用1500 1.500国際単位 (溶解液付) アドベイト静注用3000 3.00 1800 1800 1800 1800 1800 1800 1800 1
	629903401 629903501 629903601	アドベイト静注用キット500 アドベイト静注用キット1000 アドベイト静注用キット1500
	629903701 629903801 640412173	アドベイト静注用キット2000 アドベイト静注用キット3000 ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161703 640412174 621161803 622366301	テタノブリン I 日静注 2 5 0 単位 ボリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン テタノブリン I 日静注 I 5 0 0 単位 ノボセブン II 静注 II 1 mg と ソリンジ
	622366401 622366601 622366601	/ ポピンと11
	640443038 640453163 621450602	注射用アナクトC 2. 500 単位 ボリエチレングリコール処理抗HB s 人免疫グロブリン トプスプリン I 日静注 100 単位
	620006788 621971601 621971701	メドウェイ注25% ベネフィクス静注用500 ベネフィクス静注用1000
	621971801 622273601 622288001	ペネフィクス静注用 2 0 0 0 ペネフィクス静注用 3 0 0 0 ペイゼントラ 2 0 %皮下注 1 g / 5 m L
	622288101 622288201 622333001 622333101	ハイゼントラ20%皮下注2g/10mL ハイゼントラ20%皮下注4g/20mL ノボエイト静注用250 ノボエイト静注用500
	622333201 622333301 6223333401	/ボエイト静注用 1 0 0 0 /ボエイト静注用 1 5 0 0 /ボエイト静注用 2 0 0 0
	622333501 622364101 622364201	ノボエイト静注用3000 オルブロリクス静注用500 オルプロリクス静注用1000
	622364301 622364401 622426501	オルプロリクス静注用2000 オルプロリクス静注用2000 オルプロリクス静注用250
	622608701 622402801 622402901 622403001	オルプロリクス静注用400 イロクテイト静注用250 イロクテイト静注用500 イロクテイト静注用750
	62240301 622403201 622403301	イニシアイト財任用 100 イロクアイト静注用 1000 イロクアイト静注用 1500 イロクアイト静注用 2000
	622403401 622682501 622424901	イロクテイト静注用3000 イロクテイト静注用4000 ノボサーティーン静注用2500
	622442001 622583901 622473101	アコアラン静注用600 アコアラン静注用1800 リクスビス静注用1000
	622473201 622473301 622623201 629623551	リクスビス静注用 2 0 0 0 リクスビス静注用 3 0 0 0 アディノベイト静注用キット 2 5 0 アディノバイト静注用キット 5 0 0
	622623501 622623601 622623701 622646001	/ アイハベイト酸注用キット5 0 0 0 アディハベイト酸注用キット1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	622646101 622489301 622489401	アディノベイト静注用キット3000 コバールトリイ静注用250 コバールトリイ静注用500
	622489501 622489601 622489701	コバールトリイ静注用1000 コバールトリイ静注用2000 コバールトリイ静注用3000
	622526101 622526201 622526301	イデルビオン静注用 2 5 0 イデルビオン静注用 3 0 0 イデルビオン静注用 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	622526401 629900101 622608201 622608301	イデルビオン静注用 2 0 0 0 イデルビオン静注用 3 5 0 0 ヘムライブラ皮下注 3 0 mg トムライブラ皮下注 3 0 mg
	622608301 622608501 622608601	〜 ムライブラ皮下注 9 0 m g 〜 ムライブラ皮下注 1 0 5 m g 〜 ムライブラ皮下注 1 5 0 m g
	622647001 622647101 622647201	レフィキシア静注用 5 0 0 レフィキシア静注用 1 0 0 0 レフィキシア静注用 2 0 0 0
	622658001 622658101 622658201	ジビイ静注用500 ジビイ静注用1000 ジビイ静注用2000
	622658301 629905101 629905201	ジビイ静注用300 イスパロクト静注用500 イスパロクト静注用1000 イスパロクト静注用1000
	629905301 629905401 629905501 622367201	イスパロクト静注用 1 5 0 0 イスパロクト静注用 2 0 0 0 イスパロクト静注用 3 0 0 0 /イスパロクト静注用 3 0 0
	6222507201 622250701 150224810 150286210	ノーモサング点摘静注 2 5 0 m g 自家経血輸血 (1回目) 自家経血輸血 (2回目以降)
	150224910 150286310 150327510	保存血液輸血 (2回目以降) 目己血貯血 (2回目以降) 目己血貯血 (6歳以上) (液状保存)
	150327610 150247010	自己血貯血 (6 蔵以上) (凍結保存) 自己血輸血 (6 蔵以上) (液状保存)

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150254810	自己血輪血(6歳以上)(凍結保存)
	150390610	希釈式自己血輸血(6歳以上)
	150225010	交換輸血
	150225210	骨髄内輪血加算(その他)
	150225110	骨髓内輪血加算(胸骨)
	150366370	血管露出術加算
	150225310	血液型加算(ABO式及びRh式)
	150225410	不規則抗体加算
	150247110	HLA型検査クラス1加算(A、B、C)
	150278910	HLA型検査クラス 2 加算(DR、DQ、DP)
	150225510	血液交叉試験加算
	150225610	間接クームス検査加算
	150404970	コンピュータクロスマッチ加算
	150366470	血小板洗浄術加算
	150225850	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料 (1回目)
	150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手技料(2回目以降)

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・7月報告)

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年	月日		新規 既 項目名 届出 届出		届出生	月日		
		夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注12)	年	月	日			看護補助加算 1 ・ 2 ・ 3 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日
		看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注9)	年	月	田			夜間75対1看護補助加算	年	月	日
		夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	年	月	田			夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年	月	日
		急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	田			看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年	月	日
		夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	田			看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)	年	月	日
		夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年	月	田			看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)	年	月	日
		看護職員夜間12対1配置加算 1・2 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5)	年	月	日
		看護職員夜間16対1配置加算 1・2 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注5)	年	月	日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

年 看報	t、適合する場合「✓」を記入すること。) F 月 日時点の看護職員の負担の軽減に 護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体		D状況			
_	7 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関す		氏名:		 職種:	
_	「看護職員の勤務状況の把握等	, 0)(i= i	124 1		19412	
	(ア) 勤務時間		平均调	時間	(うち、時間外労働	時間)
	(イ) 2交代の夜勤に係る配慮		□ 勤務後の			,
			口 仮眠2時間			
			□ 16時間未	満となる夜勤	時間の設定	
			□ その他			
			(具体的に:)
	(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮		□ 夜勤後の	暦日の休日の	D確保	
			□ その他			
			(具体的に:)
ゥ	7 多職種からなる役割分担推進のための委員会	又は会議	開催頻度:	0/	<u>年</u>	
			参加人数:平均	匀 <u> </u>	<u>/ 0</u>	
			参加職種()
Ξ	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資す	する計画	□ 計画策定			
			□ 職員に対	する計画の周]知	
オ	- 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関す	する取組事項	□ 医療機関	内に掲示する	等の方法で公開	
	の公開		(具体的な公	BB++2+.		`
毛= #			(具体的なな)
有護	隻職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具	体的な取組内		(用力法:)
	びである。 ででは、 でである。 でである。 でである。 でである。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 。				量の調整)
ア			引容 労働が発生しない	ような業務量	量の調整 型学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
ア	7 業務量の調整	□ 時間外	引容 労働が発生しない	ような業務量		、言語聴覚士)
ア	7 業務量の調整	□ 時間外	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨	いどリ職種(理		、言語聴覚士)
アイ	7 業務量の調整	□ 時間外 □ 薬剤師 □ 臨床検 □ その他	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨	いような業務量 いビリ職種(理 床工学技士	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担	□ 時間外 □ 薬剤師 □ 臨床検 □ その他 □ 主として	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種	いような業務量 いビリ職種(理 床工学技士	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
<u>ア</u> イ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担	□ 時間外 □ 薬剤師 □ 臨床検 □ その他 □ 主として □ 看護補	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種 「事務的業務を行	いような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士) う看護補助者	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ・ウェオ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 9 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用 7 多様な勤務形態の導入	□ 時間外 □ 薬剤師 □ 臨床検 □ その他 □ 主として □ 看護補 □ 短時間	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種 ご事務的業務を行 助者の夜間配置 正規雇用の看護理 勤務形態の導入	ルような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士) う看護補助者 職員の活用	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ・ウェオ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 9 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用	□ 時間外 □ 薬原床検□ その他 □ 主として □ 看護補 □ の場所では □ の場所では □ の場所では □ に □ のに □ のに □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □ に □	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種 「事務的業務を行 助者の夜間配置 正規雇用の看護理 勤務形態の導入 育所	いような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士) う看護補助者	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ・ウェオ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 9 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用 7 多様な勤務形態の導入	□ 時間外 □ 薬剤師 □ 臨床検 □ その他 □ 主として □ 看護補 □ 短時間	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種 「事務的業務を行 助者の夜間配置 正規雇用の看護理 勤務形態の導入 育所	ルような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士) う看護補助者 職員の活用	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ・ウェオ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 7 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用 1 多様な勤務形態の導入 1 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する	□ 時間外師 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種 事務的業務を行 助者の夜間配置 正規雇用の看護時 勤務形態の導入 育所 減免制度 務の制限制度	ルような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士)う看護補助者 職員の活用	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ・ウェオ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 7 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用 1 多様な勤務形態の導入 1 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する	□ 時間外師 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種 「事務的業務を行 助者の夜間配置 正規雇用の看護理 勤務形態の導入 育所 減免制度	ルような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士)う看護補助者 職員の活用	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ・ウェオ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 7 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用 1 多様な勤務形態の導入 1 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する	時間別様のと護時様内勤日には、一日の一日の日日の日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	引容 労働が発生しない □ リル 査技師 □ 臨 (職種 事務的業務を行 助者の夜間配置 正規雇用の看護時 勤務形態の導入 育所 減免制度 務の制限制度	ルような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士)う看護補助者 職員の活用	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ・ウェオ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 7 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用 1 多様な勤務形態の導入 1 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する	時薬臨そ主看短多院夜休半所では、一口の一口のは、一口のは、一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一口の一	引容 労働が発生しない □ リハ 査技師 □ 臨 (職種 事務的業務を行助者の夜間配置 正規雇用の看護理 勤務形態の導入 育所 減免制度 務の制限制度 時間単位休暇制度	ルような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士)う看護補助者 職員の活用	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)
アイ ウ エオカ	7 業務量の調整 7 看護職員と他職種との業務分担 7 看護補助者の配置 1 短時間正規雇用の看護職員の活用 1 多様な勤務形態の導入 1 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	引容 労働が発生しない □ リハ 査技師 □ 臨 (職種 「事務的業務を行助者のを間配置 正規雇用の看護調 勤務形態の導入 育所 減免制度 務の制限制度 時間単位休暇制度 働時間の短縮	ルような業務量 ハビリ職種(理 床工学技士) う看護補助者 職員の活用	学療法士、作業療法士、	、言語聴覚士)

	合する場合「✓」を記入すること。)						
	代制勤務の種別 (□3交代、 □変貝 間における看護業務の負担軽減に資		交代、 口変則	2交代)			
		1)夜間看護 (木制加算 (体制加算 (体障害者施設 等入院基本料 の注10)	2)急性期看 護補助体制 加算 (夜間看護体 制加算)	3)看護職員 夜間配置加 算 (12対1配置1・ 16対1配置1・	4)看護補助 加算 (夜間看護体 制加算)	5)看護職員 夜間配置加 算 (精神科救急 入院料の注5 /精神科救 急・合併症入 院料の注5)	6) 1)から 5)のいずれ かの加算を算 定する病棟以 外
ア 11	時間以上の勤務間隔の確保						
	循環の交代周期の確保(3交代又は 交代のみ)						
ウ夜	勤の連続回数が2連続(2回)まで						
エ暦	日の休日の確保						
才 早	出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫						
	間を含めた各部署の業務量の把握・ 「るシステムの構築						
	(ア)過去1年間のシステムの運用	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)
	(イ)部署間における業務標準化	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)
キ 看:	護補助業務のうち5割以上が療養生)世話						
ク看記	護補助者の夜間配置						
	なし看護補助者を除いた看護補助者 割以上						
コ 夜	間院内保育所の設置						
サ IC ⁻ 軽減	T、AI、IoT等の活用による業務負担						
	該当項目数	()	()	()	()	()	
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	2項目以上	

[記載上の注意]

- 1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。 2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「ノ」を記入すること。
- 3 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出 ている場合、□に「✓」を記入すること。
- 4 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配 置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担 軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
- ・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類
- ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
- ク及びケについては、様式9

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

- ・コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料・サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員(1)、2)又は4))又は看護 護職員(3)又は5))の業務負担軽減に資するかどう か評価を行っていることが分かる書類
- 5 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配 置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担 軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合で あっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 6 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況につい て、□に「✓」を記入すること。
- 7 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。
- ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)~5)を届け出る場合を除く。 8 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和2年3月5日保医発0305第3号)

第2 届出に関する手続き

 $1 \sim 3$ (略)

4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に定めがある場合を除き、実績期間を要しない。

ただし、以下に定める施設基準については、それぞれ以下に定めるところによる。

(1)~ (2) (略)

(3) 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料、長期脳波ビデオ同時記録検査1、光トポグラフィ 一、終夜睡眠ポリグラフィー(1及び2以外の場合)(安全精度管理下で行うもの)、筋 電図検査(単線維筋電図(一連につき))、骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養 軟骨移植術)、脳腫瘍覚醒下マッピング加算、網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内 視鏡を用いるもの)、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術、植込 型骨導補聴器交換術、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)、鏡視下 喉頭悪性腫瘍手術、乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの) 及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))、胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手 術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用い る場合)、胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下 肺悪性腫瘍手術(区域切除又は肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器 を用いる場合)、生体部分肺移植術、胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器 を用いる場合)、縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、<mark>経</mark> 皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、胸腔鏡下弁形成術、胸腔鏡下弁形成術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下弁置換術、経カテーテル大動脈弁置換 術、経皮的僧帽弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術、不整脈手術(左心耳閉鎖術) (経カテーテル的手術によるもの)、磁気ナビゲーション加算、経皮的中隔心筋焼灼術、 ペースメーカー移植術(リードレスペースメーカーの場合)、両心室ペースメーカー移植 術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)、両心室ペー スメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の 場合)、植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術 (心筋リードを用いるもの)、植込型除細動器移植術 (経静脈リードを用いるもの又は皮 下植込型リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(その他のもの)、経静脈雷極 抜去術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペー シング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)、両室ペーシング機能付き植込 型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換 術(経静脈電極の場合)、経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)、補助人 工心臟、小児補助人工心臟、植込型補助人工心臟(非拍動流型)、內視鏡下下肢静脈瘤不 全穿通枝切離術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)、腹腔鏡下

胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術 用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、腹腔鏡下肝 切除術、生体部分肝移植術、腹腔鏡下膵腫瘍摘出術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、腹腔 鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切 除術、腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、同種死体膵島 移植術、生体部分小腸移植術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、腹腔鏡下直腸切除・切 断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支 援機器を用いるもの)、腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、 生体腎移植術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支 援機器を用いる場合)、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手 術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腹腔鏡下仙骨 膣固定術、腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡手術用支援機器を用いた場合)、腹腔鏡下膣式 子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体 がんに限る。)、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)、腹腔鏡下子宮悪性 腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、高エネルギー放射 線治療、1回線量増加加算、強度変調放射線治療(IMRT)、腎代替療法指導管理料並 びに導入期加算1及び2に係る年間実施件数

ア~エ (略)

(4) ~ (14) (略)

特掲診療料の施設基準等

- 第66 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術
 - 1 両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)に関する施設基準
 - $(1)\sim(4)$ (略)
 - (5) 常勤の循環器内科又は小児循環器内科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置されており、そのうち2名以上は、所定の研修を修了していること。所定の研修を修了した常勤の循環器内科又は小児循環器内科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置されていること。
 - $(6)\sim(7)$ (略)
 - $2 \sim 3$ (略)

腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別							
- 新規届出 (実績期間 年 月	~ 年	月)					
・ 再度の届出(実績期間 年 月	~ 年	——月)					
2 1 標榜診療科 (施設基準に係る標榜科名を記入すること。)							
<mark>32</mark> 以下の手術について、術者として、合わせて 20 例以上の経験を有する常勤の泌尿器科の							
医師の氏名等(2名以上)							
		群郭清術(後腹膜)					
	腹腔鏡下腎摘出術						
	腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術					
キ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術							
常勤医師の氏名	勤務時間	2に示す手術の経験症	定例数				
	時間		例				
	時間		例				
	時間		例				
43 当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者 泌尿器科の医師の氏名等(1名以上)	舌として 10 例以上	実施した経験を有する	常勤の				
WWW III O ELIPO DO II (I I I I I I I							
常勤医師の氏名	勤務時間	当該手術の経験症例	列数				
	時間		例				
	時間		例				
<mark>5_4</mark> 当該保険医療機関における当該手術の <mark>年間</mark>	実施症例数	例					
「記載上の注音」							

[記載上の汪恵]

- 1 「1」は、特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 12 「23」及び「34」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労 働時間(休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
- 23 「23」から「45」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年 齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 34 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について (令和2年3月5日保医発0305第9号)

(別紙)

告示名	略称
068 人工指関節用材料	
(1) 人工手指関節用材料・人工手根中手関節用材料・大菱形骨側材料	人工手指関節・PF-1
(2) 人工手指関節用材料・人工手根中手関節用材料・中手骨側材料	人工手指関節・PM-2
(3) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・近位側材料	人工手指関節・PP-3
(4) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・遠位側材料	人工手指関節・PD-4
(5) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・一体型	人工手指関節・PO-5
<u>(6) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・人工手根骨用</u>	人工手指関節・PC-6
(7) 人工足指関節用材料・近位側材料	人工足指関節・TP-7
(8) 人工足指関節用材料・遠位側材料	人工足指関節・TD-8
(9) 人工足指関節用材料·一体型	人工足指関節・TO-9

(別表2)

類別 コード	類別名称	コード	一般的名称
器58	整形用器具器械	70959010	電動式骨手術器械

特定診療報酬算定医療機器の定義等について (令和2年3月5日保医発0305第11号)

I 医科点数表関係 (別表 1)

左	字	4	痞

特定診療報酬算定医療機器	定義				
の区分	薬事承認上	の位置付け	その他の条件	対応する診療報酬項目	
O E JJ	類別	一般的名称			
横隔神経電気刺激装置	機械器具(12)理学診療用器	横隔神経電気刺激装置	人工呼吸に依存する患者の呼吸補助を	C 173 横隔神経電気刺激装置加算	
	具		行うことが可能なもの		

リハビリテーション

特定診療報酬算定医療機器				
の区分	薬事承認上	の位置付け	その他の条件	対応する診療報酬項目
の区別	類別	一般的名称		
運動量増加機器	機械器具(58)整形用機械器具	能動型上肢用他動運動訓練装 置	上肢を装置に固定し、設定された適切 な可動域による訓練等を行うもの	H 003-2 運動量増加機器加算 注 5
	具	置	ロボット脚等により、他動運動(立脚動作及び遊脚動作)の補助等を行うもの	
	機械器具(12)理学診療用器 具	歩行神経筋電気刺激装置	電気刺激により足を背屈させ、歩行を 改善させるもの	

手 術

特定診療報酬算定医療機器		定義				П
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		対応する診療報酬項目	
の区分	類別	一般的名称				
超音波切削機器	機械器具(58)整形用機械器	電動式骨手術器械	超音波振動により骨切り術及び骨整形	K 939-8	超音波切削機器加算	T
	機械器具(12)理学診療用器	超音波手術器	が可能なもの			
	機械器具(62)歯科用切削器	歯科用多目的超音波治療器				

(別表2)

類別 コード	類別名称	コード	一般的名称
器58	整形用器具器械	70959010	電動式骨手術器械

特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B) に記載する機能区分コードについて (令和2年3月5日事務連絡)

(別表)
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び機能区分コード
機能区分コード

機能区分	機能区分コード
037 交換用胃瘻カテーテル	
(1) 胃留置型	
① バンパー型	
ア ガイドワイヤーあり	B002 037 01 01 1
イ ガイドワイヤーなし	B002 037 01 01 2
② バルーン型	B002 037 01 02
(2) 小腸留置型	B002 037 02
① バンパー型	B002 037 02 01
② 一般型	B002 037 02 02
78 人工骨	
(1) 汎用型	
① 非吸収型	
ア 顆粒・フィラー	B002 078 01 01 1
イ 多孔体	B002 078 01 01 2
ウ 骨形成促進型形状賦形型	B002 078 01 01 3

官報掲載事項の一部訂正

令和二年三月五日(号外第四十二号)厚生労働省告示第五十七号(診療報酬の算定方法の一部を改正する件)

【原稿誤り】

該当箇所	誤	正	
第2章第1部	7 イについては、入院中の患者で	7 イについては、入院中の患者で	
区分番号B001	あって、バンコマイシンを投与し	あって、バンコマイシンを投与し	
特定疾患治療管理料	ているものに対して、 <u>同一暦月に</u>	ているものに対して、血中のバン	
2 特定薬剤治療管理料	血中のバンコマイシンの濃度を	コマイシンの濃度を複数回測定	
注7	複数回測定し、その測定結果に基	し、その測定結果に基づき、投与	
	づき、投与量を精密に管理した場	量を精密に管理した場合は、1回	
	合は、1回目の特定薬剤治療管理	に限り、530点を所定点数に加算	
	<u>料を算定すべき月</u> に限り、530 点	する。	
	を所定点数に加算する。		
第2章第1部	2 2については、当該保険医療機	2 2については、当該保険医療機	
区分番号B001-9	関において 1 を算定した患者に	関において 1 を算定した患者に	
療養・就労両立支援指導料	ついて、就労の状況を考慮して療	ついて、就労の状況を考慮して療	
注2	養上の指導を行った場合に、1 を	養上の指導を行った場合に、1 を	
	算定した日の属する月から起算	算定した日の属する月 <u>又はその</u>	
	して3月を限度として、月1回に	<u>翌月</u> から起算して3月を限度と	
	限り算定する。	して、月1回に限り算定する。	

令和二年三月二十三日(号外第五十六号)厚生労働省告示第八十二号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一号第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件)

【原稿誤り】

該当箇所	誤	正		
_	メ K930 脊髄誘発電位測定	メ K930 脊髄誘発電位測定		
	等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大	等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大		
	動脈瘤又は食道の手術に用いた	動脈瘤又は食道の手術に用いた		
	場合	場合(食道の手術に用いた場合に		
		<u>限る。)</u>		